

支部ニュース 団 東 京 2009年2月号No.423

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

- 支部総会 2月27日・28日 千葉県・安房小湊 参加申込書のご返送を
- 自由法曹団東京支部第37回定期総会のご案内と実施要綱
- 東京支部選挙管理委員会からのお願い、支部長・幹事推薦のお願い
立候補受け付けます
- 「なくそう！ワーキングプア～労働・生活相談マニュアル」ができました
.....並木 陽介
- B型肝炎訴訟について.....蟹江鬼太郎
- タクシ - 規制緩和違憲訴訟.....新井 章
- OKIセミコンダクタ多摩 雇い止め事件.....田所 良平
- 医療事故調査機関の早期設立を求めて.....江口奈保子
- 学校法人立教女学院雇い止め事件で一審勝訴.....生駒亜紀子
- UR高幡台団地 現地調査に参加して.....酒井 健雄
- オリンピック 東京への招致は撤回を
- 今年の世界天文年.....大崎 潤一
- 1月幹事会議事録
- 日誌
- 修習生、エクスターン生担当団員のみなさまへお願い

同封する資料は支部総会要綱と申込書です



支部総会 2月27日・28日 千葉県 ・安房小湊 参加申込書のご返送を

いよいよ支部総会が間近に迫ってきました。

今年の総会の魅力のいくつかを書いてみます。これを読めばもう総会に参加せずにはいられません。

1、経済危機を鋭く分析 米田教授の記念講演

今年の総会の講師は金融論が専門の米田貢中央大学教授です。

テーマは「世界経済危機について - 日本はどう乗りこえたらいいのか」

経済危機という言葉がマスコミをにぎわせています。しかしその分析や克服の道を的確に示した報道はほとんどないと言っていいでしょう。政府・財界による危機の反動的打開を許さず私たちの立場での分析、そして克服の道を探るには支部総会で米田教授のご講演を聴かれるのが一番です。講演の後には質疑応答の時間も設ける予定です。危機打開に向けてのいち早い取組のため、米田教授のご講演をご期待下さい。

2、2008年の活動を振り返り2009年を展望する活発な討論

討論では是非2008年の積極的な活動内容をご報告いただきたいと思います。執行部で一例として検討しているテーマとしては・・・

- ・ 派遣村、貧困問題
- ・ 労働問題、労働者派遣法、派遣切り
- ・ 憲法改悪阻止
- ・ 言論・表現の自由を守る取組
- ・ B型肝炎
- ・ UR（都市再生機構）高幡台団地
- ・ 後継者・若手学習会
- ・ オリンピック

このほかにも団員、事務局のみなさまの活動をご討議下さい。

3、懇親会、そして房総の春

久しぶりに会える団員との交流も総会の楽しみの一つ。そして2月末の房総は一足早い春の訪れが感じられるかも。

さあ、参加しようという気持ちがむくむくとわいてきたのではありませんか。

同封の参加申込書を今すぐ支部までファックス下さい。また周りの方にも参加をお誘いいただけると幸いです。

実施要綱は次の通りです。

実 施 要 綱

- 1 日時 2009年2月27日(金)午後1時15分
～28日(土)午後1時
- 2 場所 鴨川ホテル三日月(旧・小湊ホテル三日月)
電話 04-7095-3115
住所 〒299-5502 千葉県鴨川市内浦2781
交通 東京駅＝外房線特急わかしお号(京葉線地下ホーム1時間35分)―安房小湊駅―送迎バス(1分)―鴨川ホテル三日月
駅に着いたらホテルにご連絡下さい。お出迎えに行きます。
- 3 参加費(宿泊料とも)1万6000円(当日、現金で集金予定)
なお2次会費は別途集めます。
- 4 総会次第
第1日目 午後1時15分～1時45分
開会、議長選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続の説明
午後1時45分～午後3時15分
記念講演 「世界経済危機について
―日本はどう乗りこえたらいいのか」
米田 貢中央大学経済学部教授 下記に略歴
午後3時15分～3時30分 質疑
午後3時45分～4時10分 議案提案、会計監査報告
午後4時10分～5時30分 討論
午後6時30分～ 懇親会
第2日目 午前9時～正午 討論
正午～午後1時 討論のまとめ、議案・予算・決算採択
特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など
- 5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返信下さい。
2月11日を第2次締め切りとしますので、よろしくお願いします。

米田教授の略歴 1952年3月31日 富山県生まれ

1970年 立命館大学産業社会学部入学

1984年 大阪市立大学大学院経営学研究科中退

1984年 中央大学経済学部助手

1992～1993年 オレゴン州立大学経営管理学部客員研究員

1995年 中央大学経済学部教授

専門 金融論、貨幣信用論

主要業績 単著『現代日本の金融危機管理体制 ― 日本型TBTF政策の検証』

(中央大学出版部、2007年)

共著『現代の国家独占資本主義』上(上野俊樹・鈴木健編、大月書店、1987年)

共著『現代金融と信用理論』（信用理論研究学会、2006年）
学会、社会活動（2009年2月現在）
日本科学者会議東京支部事務局長
『九条の会』のアピールを広げる科学者・研究者の会（通称九条科学者の会）事務局員
経済理論学会幹事・編集委員
中央大学評議員
趣味 ランニング（1年に1回河口湖マラソンを走る、最高タイム3時間33分）
囲碁

東京支部選挙管理委員会からのお願い 支部長・幹事推薦のお願い 立候補受け付けます

1月21日の東京支部幹事会をもって、第37回東京支部定期総会（2月27日・28日、鴨川ホテル三日月）における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

つきましては支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めます。来る2月12日午後2時までに、当選挙管理委員会、または東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

なお、幹事会としての推薦を、2月12日の幹事会で行いますので、ご意見・ご推薦を当日午後2時までに東京支部事務局までお寄せ下さい。

2009年1月21日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会

委員長 平井哲史

委員 三浦直子



2008年2月選出幹事名簿

	氏名	事務所名		氏名	事務所名
1	笹本 潤	あかしあ法律事務所	19	高木 一昌	東京東部法律事務所
2	村田 智子	クラマエ法律事務所	20	中村 欧介	東京東部法律事務所
3	田中 隆	北千住法律事務所	21	長尾 詩子	東京南部法律事務所
4	吉村 清人	北千住法律事務所	22	早瀬 薫	東京南部法律事務所
5	長尾 宜行	三多摩法律事務所	23	小部 正治	東京法律事務所
6	萩尾 健太	渋谷共同法律事務所	24	滝沢 香	東京法律事務所
7	島田 修一	旬報法律事務所	25	小木 和男	東京法律事務所
8	梅田 和尊	旬報法律事務所	26	佐久間 大輔	東京本郷合同法律事務所
9	今村 幸次郎	旬報法律事務所	27	松井 繁明	都民中央法律事務所
10	小園江 博之	城北法律事務所	28	瀬野 俊之	都民中央法律事務所
11	小沢 年樹	城北法律事務所	29	吉田 榮士	八王子合同法律事務所
12	平松 真二郎	城北法律事務所	30	山下 太郎	日野市民法律事務所
13	安川 幸雄	新宿総合法律事務所	31	鈴木 剛	まちだ・さがみ総合法律事務所
14	高石 育子	第一法律事務所	32	山本 真一	四谷法律事務所
15	渡邊 淳夫	第一法律事務所	33	大崎 潤一	代々木総合法律事務所
16	金 竜介	台東協同法律事務所	34	羽鳥 徹夫	代々木総合法律事務所
17	鈴木 真	東京合同法律事務所	35	須藤 正樹	代々木総合法律事務所
18	高畑 拓	東京合同法律事務所	36	長澤 彰	代々木総合法律事務所

中村欧介団員は08年11月7日に逝去されました。

「なくそう！ワーキングプア～労働・生活相談マニュアル」ができました

旬報法律事務所 並木 陽介

このたび、自由法曹団編著として、学習の友社より「なくそう！ワーキングプア—労働・生活相談マニュアル—」が出版されました。

この本は、非正規労働者をはじめとした労働問題や、生活保護、多重債務の問題についてQ & A方式で書かれています。60期などの若手も執筆していることもあり、わかりやすい簡単な言葉で書かれているので、団員の皆さんにはもちろん、現に困っている当事者の方にも気軽に読んでもらえるものとなっています。

昨年末から派遣切りの問題が大きく話題になりました。これから年度末に向けてますます労働環境が厳しくなり、解雇・雇い止めが横行する恐れがあります。正規労働者の労働問題が増えることも予想されますが、正規労働者に比べてさらに弱い立場に置かれている

非正規労働者は雇用の調整弁などと言われ真っ先に切られてしまいます。それに伴い借金を重ねるなどして生活が苦しくなる人もますます多くなることが予想され、当然、生活保護を検討しなければならない場面も増えてくるのではないのでしょうか。非正規労働者は、経済的にも弱い立場におかれているため、なかなか声を上げたり弁護士に相談することすらできず、すぐに追い詰められてしまう状況があります。

今まであまり非正規労働者の労働事件に触れる機会の少なかった先生方、生活保護はどこかつつきづらいついていた先生方、そういった先生方にぜひお手にとっていただき（もちろんそうでない先生方にもですが）、非正規労働者の労働事件や生活保護の問題に取り組む入り口としてご活用いただければ幸いです。

また、現に困っている方々に広くこの本をお知らせいただき、ワーキングプア・貧困と闘う一助となれば幸いです。

ぜひお手にとってご覧下さい。



B 型肝炎訴訟について

旬報法律事務所 蟹江鬼太郎

1 B 型肝炎訴訟とは

B 型肝炎訴訟は、幼少期に受けた予防接種において、注射針・筒が連続使用されたことにより B 型肝炎ウイルスに感染させられた原告らが、国の加害責任を追及する訴訟です。

B 型肝炎とは、B 型肝炎ウイルスに感染することにより起こる肝臓の病気です。B 型肝炎ウイルスはヒトの血液を介して感染します。その感染力は強く、血液 1 ミリリットルを 1 億倍に希釈しても感染を起こします。予防接種等において、注射針・筒が連続使用された場合、前の被接種者に B 型肝炎ウイルスキャリアが存在していれば、ほぼ確実に後者に対して感染するのです。

幼少期に B 型肝炎ウイルスが体内に侵入すると、ウイルスが肝細胞に住みつき持続感染（キャリア）となります。そして、一旦持続感染が成立すると、一生キャリアで過ごさなければならないこととなります。キャリアとなると、成長に伴い、慢性肝炎、肝硬変、肝

臓がんを発症する危険性も大きくなります。

しかしながら、B型肝炎には決定的治療法も確立していません。原告らをはじめとしたB型肝炎の患者達は、いつ自分に病が発症するか分からない不安を一生背負い続けることとなるのです。

注射器の連続使用によって肝炎ウイルスが感染することは、遅くとも戦後すぐには明らかになっていました。にもかかわらず、国は、これを軽視し、昭和63年に至るまで、集団予防接種に使用する注射器を1人1人取り替えるよう指示することなく放置してきました。注射器の連続使用によるB型肝炎の感染は誰にも生じうるものであったのです。全国に130万人いる慢性B型肝炎患者のうち半分近くが、こうした国の不作為による犠牲者だと推計されています。

2 最高裁判決について

平成18年6月、最高裁は北海道の5人の原告が17年間にわたって闘った訴訟において国に加害責任のあることを認めました。

最高裁判決は、予防接種と感染との因果関係についても画期的な判断基準を示しました。生まれた際に母親から感染する「垂直感染」が存在しなければ、予防接種以外の極めて感染の可能性の高い具体的な原因が存在しない限り、予防接種が感染の原因と認定できると判断し、国が主張した家庭内感染などの他原因をすべて排斥しました。この判断は被害者救済の観点から被害者らの立証の負担を軽減するものでした。

最高裁判決によって確定した国の加害責任及び因果関係の判断基準は、北海道の5人の原告だけでなく、広く全国に存在する同様の被害者にも適用されうるものです。

しかしながら、被告は、最高裁判決は5人の原告だけの問題であるとして、全国の被害者に対しては何の対策も取ろうとしませんでした。

3 本件訴訟の目的

そのため、平成20年3月の札幌を皮切りに、東京、静岡、大阪、広島、鳥取、松江、福岡、新潟の各地裁で、合計241名の原告らが本件と同様の裁判を提訴しました。本件訴訟は、全国の被害者の権利回復の実現を目指していますが、それに止まりません。真相の究明と再発防止はもちろん、同じ被害に苦しむウイルス性肝炎患者のすべてが安心して治療を受けられる恒久対策を国に確立させることも目的としています。私も幼少期多量の輸血を受けた経験があり、医療の場で血液を介して感染するB型肝炎は他人事とは思えませんでした。これからも本件訴訟に力を尽くしていきたいと思います。

以 上

タクシ - 規制緩和違憲訴訟

東京中央法律事務所 新井 章

この訴訟は、政府・運輸省（のち国土交通省）が１９９３年（平成５年）頃から進めてきた、なりふり構わぬ規制緩和政策（とくに需給調整規制緩和→廃止政策）によって、タクシ - 市場が著しい供給過剰の状態に陥り、そのために市場の混乱→営業不振→営業収入の減少→賃金収入の激減・生活困難といった負の連鎖に追い込まれたタクシ - 乗務員が、賃金損失等の損害を賠償せよとして政府（国）を訴えた事件である。原告らタクシ - 乗務員が追い込まれた窮状は、原告らの生存権や勤労権を脅かすほどのものだと言っている。

タクシ - 事業を取り扱う法律は「道路運送法」が中心であり、この法律は１９５１年（昭和２６年）の制定以来、タクシ - 事業のあり方をコントロールするのに、主として二つの手法—参入規制（需給調整規制）と運賃料金規制—を用いてきたが、９０年頃以降の規制緩和の大波を受けて政府・運輸当局は、いずれの規制をも放棄し、市場原理・自由競争にゆだねる方策に踏み切った。その結果、市場にタクシ - はあふれ、運賃・料金のダンピングが横行するといった事態がたちまち現出し、タクシ - 乗務員は苛酷な長時間労働や生活保護基準をも下回るほどの低収入状態に追い込まれることとなったので、全国各地のタクシ - 労働者達が声を挙げ、裁判闘争を起こしたというわけであり、本訴と同様の訴訟は全国で数件起こされている。

この訴訟は２００５年（平成１７年）末に東京地裁に提起され、０７年（平成１９年）１０月に結審を迎えるまでに１１回の期日を重ね、交通問題の専門家の証人尋問や原告労働者らの本人尋問も含めて、原告側としては主張立証を尽くした心算であったが、０８年（平成２０年）１月の判決では、予想に反して「加害行為が特定されていない」という“本案前的な”理由で請求棄却となり、現在控訴審に係属中である。

２年に及ぶ審理の過程では、原告側の本案に関する主張立証もかなりの程度積み重ねられたので、審判がさような“本案前的な”理由で打ち切られるのはいかにも不自然と感じられたが、果たせるかな、この判決の末尾には、「なお付言するに」として、「原審で実施した証拠調べの結果によれば、平成５年以降の政府・国土交通省による規制緩和政策の推進は、改正道路運送法の目指した輸送の安全や利用者の利便に結び付いているとはいいい難く、その一方で、原告らタクシ - 運転手の労働条件の悪化というひずみを生み出していることは明らかな事実といえてよい」ので、「当裁判所としても、今後の問題改善策が具体的な成果に結びつけられるよう、政府・国土交通省・厚生労働省が継続してその責務を果たすことを強く期待する」という説示が付け加えられることとなった。

この判示は、やがて野党議員によって国会審議の中で取り上げられ、当時の冬柴国土交通大臣が「判決の趣旨を十分尊重して事態の改善に努めたい」と答弁せざるを得ない仕儀となったのである。弁護団は筆者のほか、鷲野忠雄、横山哲夫の３名である。

以 上

OKIセミコンダクタ多摩 雇い止め事件

三多摩法律事務所 田所 良平

1 OKIセミコンダクタ多摩に直接雇用された期間工に対する雇い止め事件について、昨年12月26日、東京地裁八王子支部に地位保全等仮処分を申立てたので報告する。

2 依頼者は、2006年7月21日、臨時社員として採用された。入社時、ハローワークでは「1年後に正社員になれる」と紹介され、面接でも「1年後に正社員になれる」との説明であった。

当初の雇用期間は3ヶ月であったが、2006年9月に6ヶ月の雇用期間で更新し、以後2008年9月まで半年ごとに更新を繰り返し、同年9月には期間3ヶ月での更新を行った。交付された社員証には期限の記載はなく、社会保険証も短期間での切替え等は行われていない。

依頼者は、契約更新の都度、上司に対し「社員になれるんですか」と確認していた。上司は、「たぶんになれるんじゃないか」「今度の契約更新まで待ってください」等と言うなど、正社員になれる期待を抱かせる言動が多々あった。依頼者が上司と揉めて会社を辞めると言った際も、「ここまでやってきてあと少しで社員になれるかもしれないんだから」と言われて慰留された。

最後の契約更新は、2008年9月であり、それまでと異なり3ヶ月のみの更新であった。期間が短縮されたのは10月にOKIセミコンダクタ多摩の株式を取得することが決まっていたローム株式会社の判断であるとの説明であった。

3 雇い止め（解雇）に至る経緯

2008年12月4日、「これ以上契約更新はしないから」と雇い止めを通告された。雇い止めの理由は、「雇用契約書のやむを得ない事情により剰員を生じたとき」に該当するためとのことであったが、具体的にどのような仕事が減って余剰が出たのかについては一切説明がなかった。

依頼者は、父が11月に脳梗塞で倒れて医療費がかかるため困ると、その場で反論したが、上司は「お前の父親などどうなってもいい」「会社は個人の理由は関係ない」と言って、取り合わなかった。

4 解雇権の濫用

依頼者は、正社員が従事する製造ラインで同様の仕事に従事しており、勤務時間、勤務日数、残業等も正社員と変わらない扱いであった。しかも、雇用契約は繰り返し更新され、正社員になれるとの期待を抱かせる説明もなされていた。したがって、依頼者の雇用契約は正社員と同様に保護されなければならない、これに対する解雇には解雇権濫用法理（労働契約法16条）が類推されるべきである。

会社は解雇の理由として剰員が生じたなどと説明するが、そのような具体的事情は何ら明らかにされていないし、会社は依頼者に対して、雇い止めをしなければならない具体的な理由や必要性について何ら説明していない。

したがって、本件解雇は、合理的理由も社会的相当性もなく、無効というべきである。

5 進捗状況

12月初旬、労働組合が配った労働相談案内のティッシュがきっかけとなり、依頼者は三多摩労連へ相談して、JMIU三多摩地域支部に加入し、仮処分申立に至った。

沖電機の労働者も支援し、相手方会社の高尾工場前で宣伝行動を行う等、解雇撤回を求める法廷外での活動も積極的に行っている。

本件は、三多摩地域の「非正規切り」に反撃するリーディングケースであり、マスコミ各社でも報道されるなど注目を浴びる事件である。勝利的解決を得られるよう弁護団員として全力を尽くしていきたい。

弁護団員は、吉田健一団員、尾林芳匡団員（八王子合同）、山口真美団員、奥那嶺慧理団員及び田所良平である。

以上

医療事故調査機関の早期設立を求めて

東京南部事務所（医療問題弁護団担当） 事務局 江口奈保子

東京南部法律事務所では、2002年から、医療被害の救済や医療事故の再発防止などを目的として、患者側で医療事件の相談を受ける弁護士団体である医療問題弁護団の事務局の一端を担ってきました。

現時点で、弁護士所員中10名が、この医療問題弁護団に所属して、医療事故にあわれた患者さんやご遺族からの相談を日常的に受けています。

今、医療問題弁護団では、全国で展開されている「医療事故調推進キャンペーン」に参加し、医療事故をきちんと調査して事故原因を究明し再発防止につなげる機関の早期設立を求めるチラシ配布・署名活動に取り組んでいます。

当事務所では、この署名用紙とキャンペーンチラシを事務所ニュース新年号に同封し、依頼者や諸団体にご協力をお願いしました。署名用紙をコピーして、近隣の方にもご協力をお願いしてたくさんの署名を集めてくださったり、事務所に直接届けに来てくださったりと、現在、毎日たくさんの署名が寄せられています。

1999年、手術する患者さんを取り違えた横浜市大病院での医療事故や、間違えて消毒液を注射して患者さんが亡くなった都立広尾病院での医療事故をきっかけに、なぜ「医療事故」が起きてしまうか、医療事故が起きた場合にどのように再発防止につなげていく

か、といった議論がなされるようになりました。

医療事故は、患者・家族にとってつらく悲しいことであり、関係した医療者にとっても心を痛める事態です。日本における医療事故による死亡者は年間2万人とも3万人とも言われています。

適切な対策を講じていれば防ぐことができる医療事故は少なくありません。医療事故を少なくしていくためには、一日も早く、事故原因を究明して再発防止を図る、医療事故調査機関を設立することが、不可欠なのです。

1999年の2つの大医療事故から10年近くが経過した現在、ようやく、厚生労働省より「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案 - 第三次試案 - 」（2008年4月）「医療安全調査委員会設置法」（仮称「大綱案」）（同年6月）が公表され、法案が準備されようとしています。

このような機運が、計画倒れに終わらないよう、医療事故の原因究明と再発防止は、まさしく国民ひとりひとりの願いであるということを、示していくことが求められています。

「医療事故調推進キャンペーン」チラシ・署名用紙

<http://www.ijc-forum.com/> 医療事故調推進フォーラムホームページ

医療事故調査機関
早期設立キャンペーン

医療の中でおこる事故。
悲しむ人々が増え続けている。

医療事故の再発防止には
第三者機関による
調査、原因究明が必要です。

医療に安全文化を

医療事故調推進フォーラム
連絡先 (FAX) : 047-380-9806

私たちが求める医療版事故調

私たちが求める医療版事故調（医療事故調査機関）は
次の目的と性格をそなえるものです。

1 目的

医療事故の原因を究明して、再発防止を図り、医療事故にあった患者・家族への
公正な対応を目的としたもの

2 性格

公正中立性：中立の立場で、手続と調査内容が公正であること
透明性：公正中立に調査が行われていることが外部からみて明らかになること
専門性：事故分析の専門性によって、原因究明・再発防止を図ること
独立性：医療行政や行政処分・刑事処分などを行う部署から独立していること
実効性：医療安全体制づくりは、国が充分な予算措置を講ずること

このような医療版事故調の早期設立を求めます。
医療事故調査が、目的に沿って実現されるように、
医療版事故調の具体的なあり方を考えていきましょう！



医療版事故調推進フォーラム
連絡先 (FAX) : 047-380-9806

学校法人立教女学院雇い止め事件で一審 勝訴

しいの木法律事務所 生駒亜紀子

1、はじめに

労働者が派遣先に直接雇用されたものの、その後「雇止め」により切り捨てられるケースが相次いでいるが、本件は、労働者の雇用継続への期待に合理性を認めて解雇権濫用法理を適用し、雇い止めを違法無効とした（平成20年12月25日・東京地裁民事19部判決、松本真裁判官）。同種事案の参考になることを希望して報告する。

2、事案の概要

原告の清野三恵子さんは、学校法人立教女学院（杉並区で幼稚園、小中高校、短大等を運営）短期大学総務課で、派遣として約3年、その後嘱託職員として直接雇用されさらに3年間勤務した（期間1年で2回更新）が、07年5月末の期間満了をもって雇止めとされた。

清野さんは課内で最長キャリアの職員として、窓口業務、現金等出納業務、月末請求等に関する業務、予算の執行に関する起案書の作成等に関する業務、経理業務など、短大総務課のあらゆる業務をこなし、総務課に異動してきた正規社員に仕事を教えることもあった。嘱託職員向けの説明会では、勤続4年目以降の勤務条件の説明もされており、本人も周囲の同僚も、当然長期にわたって継続雇用されるものと考えていたため、雇止めは大きな衝撃であった。

3、本裁判までの経緯

東京公務公共一般労組大学分会に加入し団体交渉に臨んだが、学院側は代理人弁護士が「人が足りており、貴女の担当する仕事が見あたらない」、「1年の有期契約だから雇止めは自由」と繰り返すのみであり、不当労働行為の救済を申立てた都労委でも同様の対応に終始した。

現実には、学院は雇止めに伴って新たに派遣労働者を募集・就労させており、「人が足りている」状況などなかった。後に学院側の資料から分かったことだが、学院内部の「人事委員会」において、3年を超えて雇用している嘱託職員を雇止めする場合、不当な解雇と解釈され、労働争議において不利になるから、その危険を回避するため、原則3年で雇止めとするという内部方針が決定されていた。

非正規の使い捨ては許せないとの強い思いから、清野さんは提訴を決意、07年10月19日、地位確認を求め本訴提起に踏み切った（先行した仮処分は取下げた）。

4、判決の概要

判決の概要は以下のとおりである。

第1に、原告には雇用継続への合理的期待利益があったとして、本件雇止めに解雇権濫用法理の適用を認めた。判決は、合理的期待の根拠として、原告が嘱託職員として担当する業務が総務課の業務全般に渡る恒常的なものであること、雇用契約締結時に更新が2回

に限られる等上限についての説明はなく、その後の2回の更新時の契約書の記載も、更新の判断基準について「業績評価の結果、契約期間満了時の業務量および人事配置状況により判断する」と記載されているのみであるから、原告が3年で終了すると理解していたとはいえないこと、等を指摘している。

第2に、解雇権濫用法理に照らし、本件雇止めには客観的に合理的理由がなく、社会通念上相当性を欠き違法無効とした。判決は、その理由として、被告は、嘱託職員は3年で終了との方針を原告に認識させておらず原告は納得などしていなかったこと、原告を雇止めしてまで、その担当業務を他の課から本務職員を異動させ担当させる必要があったと認めるに足りる証拠はないこと、等を挙げている。

その他、実質的には派遣時代から期間の定めのない黙示の雇用契約が成立していたとの主張、本務職員との賃金差額につき同一労働同一賃金原則に違反するとして損害賠償請求にも力を入れたが、残念ながらこれらの点は容れられなかった。

5、勝訴判決を支えた運動

清野さんは、昨年2月から判決のあった12月まで、隔週木曜に地裁前でビラ配布と宣伝行動を行う、他の争議団の応援や、国会内でのシンポジウム等に積極的に参加し、支援を訴えた。また、組合と協力して支援者の傍聴活動・報告集会の成功にも力を尽くした。

こうした、奮闘が支援の広がりを生み出し、勝訴判決を引き出したといえる。

被告立教女学院が翌日には控訴したため、闘いは今後も予断を許さない。引き続きご支援を請う次第である。

UR高幡台団地 現地調査に参加して

代々木総合法律事務所 酒井 健雄

12月7日午後1時半から、東京都日野市にあるUR高幡台団地で行われた現地調査に参加しました。冬晴れで寒い一日でしたが、自由法曹団団員の他、「国民の住まいを守る全国連絡会」のみなさん、建築家集団など多くの方が参加して行われました。

UR高幡台団地では、73号棟が「耐震構造上問題がある」として「除却」することが決定し、そのため73号棟の住民のみなさんは立ち退きを迫られています。

高幡台団地は丘の上にある、「へ」の字状に広がる団地です。昭和40年代にできた団地で、60代、70代の世帯が入居者の過半を占めます。

73号棟は団地の中心部にある11階建ての建物で、3階より上位階が住居部分となっており、その戸数は高幡台団地の全戸数の1割以上を占めています。1階部分は団地の集会所と商店街からなり、商店街にはスーパーマーケット、銀行のATM、郵便局、診療所、歯医者、クリーニング、飲食店、肉屋等々、団地の住民や近隣の方々の日常の用に必要な商店が入居しています。商店街の前は綺麗に整備された広場となっており、団地の住民や近隣の方々が買い物をしたり、散策したり、子供たちが遊んだりしていました。

我々は、「73号棟に住み続けたい住民の会」の方の案内で、エレベーターを利用して

最上階へと向かいました。エレベーターホールや廊下には、耐震のためらしき構造物が組み立てられて趣きを損なっているように思えますが、建物の歴史や住民の生活感が感じられ、感慨深いです。

最上階である11階の廊下から西の方角を見渡すと、周囲に高い建物がなく、また高台の上にあるせいもあって、武蔵野に広がる色とりどりの住宅街と、それを縫うように走るモノレールが、まるでミニチュアのように見渡されます。地平線の方に目をやると秩父の山々と、ひととき青い富士山が、目を転じると、こんもりとした形の西武ドームが浮かび上がってきます。

都会の絶景を楽しんだ後、我々は住民との懇談会に臨みました。73号棟の住民の方だけでなく、団地の他の建物の住民の方、近隣住民の方なども参加されていました。

「なぜ、耐震補強工事ができないのか、百歩譲るとしても、何故建替えしないのか」

「高齢者には73号棟にある商店や診療所棟は必要。バスに乗って駅前まで行くのは大変だ」

「説明会でスライドを見せられただけで資料など提出されていない」

「長年住んできたのにいきなり耐震性に問題があると言われても困る。心配で疲れはてた」等々の意見が出ました。住民の皆さんは、URが建物の耐震性を理由にしながら、きちんと説明せず、不安だけを煽りたてて出て行かせようという姿勢に憤慨しているように感じました。

URにとって、73号棟は単なる「経済性に問題のある古い建物」に過ぎないのでしょう。しかし、長年住み続けてきた団地の住民にとっては違います。

長年住み慣れた住居、長年見慣れた景色、長年培ってきた隣近所との交友・コミュニティ、ここで育ち、巣立っていった家族の思い出... 73号棟には多くの人の想いが詰まっている、73号棟を守るたたかいは、人の心を守るたたかいなのだと理解できました。

73号棟除却計画撤回に向けて、思いも新たに今後も頑張っていきたいと思います。みなさまご支援ご指導のほどよろしくお願いいたします。

オリンピック 東京への招致は撤回を

団東京支部は新日本スポーツ連盟東京都連盟とともに各団体にオリンピックの東京招致についての意見交換を呼びかけ、その会議を行ってきました。

12月10日の第1回会議ではおおむね次のような内容で一致ができました。

- 1, スポーツ振興行政を後退させている点、都知事の姿勢などの点から、東京都はオリンピック競技大会を招致する資格がない。
- 2, 東京都の招致活動は都民不在であり、オリンピック運動の観点からも自治体のあり方からも、不適切である。
- 3, 東京都がオリンピックの名を借りて大型開発を促進することは許されない。

この結果を受け、1月16日の第2回会議では次の基本的立場で各団体が一致しました。

オリンピック運動の健全で民主的な発展を求める。

2016年のオリンピック競技大会の東京招致については反対する。

各団体の条件の範囲でオリンピック招致の矛盾や東京都に対する要望等を広める。

そして具体的な行動として次の方向が出されました。

4月中旬に2016年オリンピック東京招致反対のシンポジウムを開催する。

各団体の一致点に沿った統一宣伝物を作成する。

シンポジウムの実行団体及び宣伝物の発行団体として、「2016年オリンピック東京招致反対シンポジウム実行委員会（仮）」を結成する。

団東京支部では東京招致に対して07年2月総会議案書14頁、08年2月総会議案書37頁でその問題点を指摘しています。オリンピックについては、それによって雇用が創出されるのではないかという考えもあるでしょう。しかし同じ金額を使った場合に福祉や社会保障よりオリンピックの方が高い効果があるのでしょうか。暮らしを守るのであれば大型開発で大企業にお金を回しその「おこぼれ」が庶民に回るようにするよりも直接に暮らしを支えるため税金を使う方がよほど役に立つでしょう。

シンポジウムの日時、場所は近日中に確定の予定です。詳細は決定次第お知らせします。

第3回の意見交換会議は2月17日（火）午後1時～3時です（場所は東京自治労連会議室、詳細は支部まで問い合わせ下さい）。この意見交換会議にもご参加下さり東京招致の問題を討議しましょう。

今年是世界天文年

代々木総合法律事務所 大崎 潤一

今年はガリレオ・ガリレイが望遠鏡を発明して400年を記念し世界天文年だそうです。

ガリレオ・ガリレイといえば地動説を主張し「それでも地球は動いている」と言ったことで有名です。地動説弾圧とは何てひどいと思いますが、それには理由があるようです。

地球が動いているのなら夏と冬では地球の位置が違うので星の見える位置も違はずです。ところが星は遠いため星の位置の違いはなかなかわかりませんでした。それで地動説は認められなかったのですが、ガリレオは発明した望遠鏡で星の位置の違い（年周視差）を見つけ地動説を主張したのです。

地球の軌道を正確に調べると実は円ではなく楕円です。楕円ですから地球と太陽の間の距離は変化します。地球と太陽が近い時期が夏、遠い時期が冬。こうしてガリレオによって季節の秘密も解きあかされました。

さらにガリレオは望遠鏡で太陽を観察し黒点を発見しました。この黒点がまさしく黒い点、つまりブラックホール研究の発端となりました。

私は小さなころから宇宙に関心があり、宇宙の本をたくさん読んで、この記事を書きました。もっとも最近宇宙研究の進歩が著しく以前の学説が次々と訂正されています。もしかしたらここに書いたことも訂正されるかもしれません。この文章の間違いを見つけた方はぜひご投稿ください。支部ニュースは記事集めに苦勞しており、投稿があると、

記事が増えて助かります。

どうして支部ニュースにこんな話を書いているかですって。昨年、宇宙基本法が成立し宇宙の軍事利用がたくらまれています。それを許さないためです（これは間違いありません。本当）。

09年1月幹事会議事録

1月21日

参加者 8 名

第1 支部総会（2 / 27 , 28）について

1 進行担当者

選管 平井団員と三浦団員

懇親会司会 鈴木剛次長

2 発言が期待されるテーマ

派遣村

UR高幡台団地問題

B型肝炎訴訟

後継者問題

オリンピック問題

9条世界会議

憲法ミュージカル

9条の会東京連絡会

若手学習会

憲法署名・事務所9条の会

宇治橋事件

東京地評労働相談弁護団

いすゞ自動車訴訟

社保庁問題

堀越事件

3 特別決議

派遣問題，憲法・平和問題，後継者問題，表現の自由，オリンピック，UR問題について行う

第2 憲法・平和

1 TOKYO憲法セミナー（TKS）

第2回は1月26日午後6時半からエデュカス東京・全教会館にて開催予定

講演者は半田滋氏（東京新聞編集委員）「専守防衛の日本」と米軍再編
第3回は3月23日開催予定

講演者は笹本団員「9条世界会議の成功とコスタリカ留学」を予定

またジャーナリストの方に「中南米諸国における最近の平和への取り組み」をお願いする予定

2 選挙制度改革

政界内に1選挙区定数2を導入するという動きがある。

二政党制を推し進めようとする動きとも関連し注意が必要である。

このような改革案では少数政党は抹殺されてしまう。

第3 市民問題

非正規雇用について

団本部によるシンポジウムの開催が決定した。

シンポジウム「『非正規切り』とたたかう」

2月14日土曜日、午後1時半から5時エデュカス東京・全教会館にて

同時にパンフ「なくそう！ワーキングプア 労働・生活相談マニュアル」を発売した。

定価1部1000円にて、団本部で注文受付中。

第4 都政問題

1 オリンピック問題

東京支部と友好団体と共催で、シンポジウム開催決定

4月中旬に開催予定

スポーツ関係の学者の方、アスリートの方等に講演をお願いする

2 築地問題

築地市場の跡地利用について情報交換をした

3 外環道

パブリックコメントを募集している。

計画が地下になったが、地上にも並行して道路建設をする。

断固反対すべくパブリックコメントを検討する。

第5 社保庁問題

舛添大臣が社保庁の職員40名を背任で告発した

労働組合のヤミ専従者に給料を払った人が背任の正犯、受領者が共犯者という構成を取っている

1/6に検察庁に申入れを行った

大阪と京都にも弁護団結成

1/25に東京、大阪、京都の共同弁護団会議を行う

第6 司法問題

2月6日 裁判員制度を考える集いの開催が予定されている

坂本修団員「裁判員制度にどう立ち向かっていくのか」の講演が行われる

第7 議案書検討

日誌 1月13日－2月12日

1月13日 「全国学力調査の廃止、不参加の要請書」送付

15日 「シーファー大使の集団的自衛権行使発言に抗議する」/東京土建旗開き

16日 東京へのオリンピック招致についての各団体意見交換会/自由法曹団司法問題委員会

17日 自由法曹団教育問題委員会/自由法曹団常任幹事会/東京争議団新春旗開き

19日 東京支部「学習指導要領パブリックコメント」応募

21日 東京支部組織財務委員会/東京支部幹事会/若手学習会(過労死事件について)/自由法曹団警察問題委員会/「オバマ就任にあたって」2008年米国関係の声明再送付/千代田春闘共闘会議旗開き/日本国民救援会東京都本部旗開き

23日 憲法改悪に反対する東京共同センター幹事団体会議/全労連・全国一般東京地方本部法律会計特許一般労働組合旗開き

26日 第二回憲法セミナー/自由法曹団労働問題委員会/「オリンピック東京招致白紙撤回を求める」・「東京へのオリンピック招致に反対する」声明再送付

30日 中央区労協09年新春のつどい

31日 東京革新懇第17回総会と新春のつどい

2月12日 東京支部幹事会



修習生、エクスターン生担当団員のみなさまへお願い

1, 各種団の行事に修習生、エクスターン生をお誘い下さい。団の実際を目で見、肌で触れてもらえればと思います。

2, 支部ニュースを修習生、エクスターン生、また事務所訪問の修習生にお渡し下さい。

団を知ってもらうにはニュースが一番。必要部数を支部までご連絡下さい。ニュースのこの部分を切り取って団支部までファックス下さい。部数は1部余分にご連絡下されば、この部分を切り取っても完全なニュースをお手元においておけます。

・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・・・・・・・
.....

自由法曹団東京支部 ファックス 03 - 3814 - 2623

支部ニュースを_____部送って下さい。

法律事務所

弁護士

